

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成30年12月21日

中止

1. 執行機関の別	2. 教育委員会
2. 都道府県名	埼玉県
3. 市区町村名	鴻巣市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	113-3-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.kounosu.saitama.jp/soshiki/kikaku/4/mynumber/1543545422668.html

執行機関名 鴻巣市教育委員会

知事等(教育委員会)が行う就学援助に関する事務(小学校・中学校向け、ただし医療費は除く。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	学校教育法(昭和22年法律第26号)及び学校保健安全法(昭和33年法律第56号)による就学困難と認められる児童又は生徒の保護者に対する就学に必要な費用の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		鴻巣市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 第6の項 学校教育法(昭和22年法律第26号)及び学校保健安全法(昭和33年法律第56号)による就学困難と認められる児童又は生徒の保護者に対する就学に必要な費用の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第一条	鴻巣市就学援助費支給要綱第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。	第1条 この要綱は、経済的理由によって就学困難と認められる児童若しくは生徒(学校教育法(昭和22年法律第26条)第18条に規定する学齢児童又は学齢生徒をいう。)又は就学予定者(学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第5条第1項に規定する就学予定者をいう。以下同じ)(以下これらを「児童生徒」という。)の保護者に対し、就学に必要な費用(以下「就学援助費」という。)を支給することについて必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		鴻巣市就学援助費支給要綱